

松川町定例農業委員会議事録 第8回(11月)

1 開催日時 令和5年11月22日(水) 16:15 ~ 17:45

2 開催場所 松川町役場 大会議室

3 出席委員 17人

会 長 1 番 松下 敏章

会長代理 17 番 北沢 ひろみ

委 員 2 番 大場 健彦 3 番 米山 広敏 4 番 大澤 政弘
5 番 佐々木 孝子 6 番 牛久保 守 7 番 米山 孝広
8 番 齊藤 和勇 9 番 古谷 はるみ 10 番 大島 理可
11 番 下澤 隆治 12 番 竹村 浩子 13 番 大場 武吉
14 番 池田 毅 15 番 赤羽目 聖 16 番 松下 守

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消しに対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農地法第5条第1項目的の買受適格証明願に対する可否並びに意見決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

係長 佐々木 静香 主査 北原 侑佳

6 会議の概要

(1) 開会 - 佐々木係長 開会 -

(2) 会長挨拶 - 松下(敏) 会長挨拶 -

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 8 番 齊藤 和勇 委員 9 番 古谷 はるみ 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 3,056㎡ 畑 所有権移転

○赤羽目委員説明

申請地は、何も耕作されておらず荒れ放題となっています。現在この地の一角にて譲受人が山羊を飼っています。これからもここで山羊を飼っていききたいという事で所有権の移転をしたいとの事です。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○齊藤委員

申請者（譲受人）の名前を見ると、とても出来そうには見えないのだが。

○赤羽目委員

話しをしたところ、デイサービスの人や保育園の子ども達にここに来てもらい山羊と触れ合ってもらいたいとの話しでしたのでずっと飼ってもらえると思います。

○事務局（交流センターみらい）説明

この件につきまして、現在果樹研修生の4期生が桃の栽培を将来やっていきたいという考えがあります。研修期間3年間で終わってから植えると間に合わないとの事で、そこで今回の譲受人が作業委託（土地管理委託）をして貸せるのであればとの事で話しを進めているとの事です。

○会長

他にご意見・ご質問等ありましたらどうぞ。

○赤羽目委員

この申請地の西側の土地についても取得したいという話しを聞いていますが、情報はありますか。

○事務局説明

その話しは聞いていません。また、当該地は、地目が山林となっているかと思います。

○会長

委員の説明だと山羊を飼いたいとあるが、事務局（交流センターみらい）の説明だと桃を栽培するという話しだが、地権者はそこら辺は把握しているのでしょうか。

○事務局（交流センターみらい）説明

地権者は承知しています。当初、地権者の配偶者とはよく話しをしていたようだが、地権者自身は把握していませんでした。自分の土地の事ですので、2人でよく話しをしてくださいと指導を行いました。その後話しをして、了承の上で、所有権の移転の申請となっています。

○会長

他にご意見・ご質問等ありましたらどうぞ。

○古谷委員

たまたま今回、申請の裏にあった計画が見えてきたが、最初からその計画も含めてこの会で審議に図るようにしないとどこを審議すれば良いか分からないので、審議が難しい。

○事務局説明

山羊を飼って交流をはかる話し、また、農業研修生が桃を栽培するという話し等々細部まで詳細を把握出来ていませんでした。

○会長

今日の採決は難しいのではないかな。

○事務局説明

確認不足がありまして申し訳ありません。今回については保留とさせて頂き、確認の上、再度来月以降審議とさせて頂くか対応させて頂きたいと思います。

○会長

委員の皆さん、それでよろしいでしょうか。

【質問・意見なし】

○会長

関連がありますので、2番・3番・4番続けて説明をお願いします。

○事務局説明

2番 生田 2筆 計302㎡ 畑 所有権移転

3番 生田 1筆 131㎡ 畑 所有権移転

4番 生田 3筆 計1,348㎡ 畑 所有権移転

○米山孝広委員説明

2番：譲渡人との間で、以前から譲り受けるという話しがあった。譲受人が海外に行っていた事もありそのままになっていたが、海外から戻ってきて農業を行える目途がついたので、今回の申請に至りました。2筆分、自宅周辺に位置しており、家庭菜園を行いたい考えです。

3番：申請地隣地にもねぎが植わっているが、今回の申請地にもねぎを植えて栽培をしたい考えです。盛り土(リニア関連)に被ってくる土地になるが、その旨承知の上で今回の申請に至ります。

譲渡人が無償で譲ってくれるとの事で話しがまとまりました。また、譲受人の子も農業をやりたいという意向があり、少し広い土地を譲り受ける事になりました。自宅からは100m付近の距離であり、作業もしやすいと思います。特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○齊藤委員

盛り土(リニア関連)の影響がある場所は、1か所だけでしょうか。

○米山孝広委員

はい、1か所のみとなります。

○会長

他にご意見・質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。では議案番号2について、賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて議案番号3について、賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて議案番号4について、賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて5番をお願いします。

○事務局説明

5番 生田 1筆 269㎡ 畑 所有権移転

○米山孝広委員説明

申請地は、以前5条にて事業用の資材置場として申請をしましたが、県にて許可が下りませんでした。そこで、今回の譲受人は他の農地もこの譲渡人より引受けている事もあり、当該申請地も追加で耕作・管理を行っていくことで話しがまとまり、今回の申請に至りました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

関連がありますので、議案第2号及び議案第3号の議案1.2の説明を続けてお願いします。

○事務局説明

4条:1番 上片桐 4筆 計13,126の内425.5㎡ 畑 駐車場(用途区分変更)

5条:1番 上片桐 1筆 5,198の内42.75㎡ 畑 駐車場(用途区分変更)

2番 上片桐 2筆 計5,298の内128.25㎡ 畑 駐車場(用途区分変更)

○佐々木委員

当該地は全てぶどう畑になっています。その作業をする際の駐車場を確保したいという事です。道路と農地には段差があつて危険だったという事もあり、掘削材(コンクリートの欠片のようなもの)を敷いてとにかく道路を平らにしたいとの事です。借りている土地もあるので、もし返還する事になった際には、現状回復して返還するように指導を行いました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは議案第2号議案番号1について、賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて議案第3号議案番号1について、賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて議案第3号議案番号2について、賛成の方の意見求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて3番をお願いします。

○事務局説明

3番 元大島 1筆 232㎡ 畑 駐車場 所有権移転

○赤羽目委員

農免道路沿いに、昔コンビニがあり今は自動車工場になっている場所のすぐ南側になります。この申請地の横に住宅を建て、駐車場を設けたいとの事で、昨年農振除外の許可が下りているところであり、特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて4番をお願いします。

○事務局説明

4番 元大島 1筆 432㎡ 畑 住宅 所有権

○松下守委員

的場橋から南へ200m程の場所、譲受人の両親が今回の申請地のすぐ左側に住んでいます。両親のすぐ近くに家を建てたいとの事で今回の申請に至っています。隣接地の承諾も得ており、また雨水排水は地下浸透としますので特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

議案第4号

農地法第5条第1項目的の買受適格証明願に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願い致します。関連がありますので、議案番号1.2 続けて説明をお願いします。

○事務局説明

1番:元大島 1筆 畑 62㎡ 宅地分譲

2番:元大島 1筆 畑 62㎡ 駐車場進入路

○大場健彦委員

初めての案件ですので難しいところではありますが、今回の申請地を含めて一帯的に競売にかけられるとの事です。その中に農地があるので、今回買受適格証明願の審議をするところでもあります。

○事務局補足説明

1番:申請者は宅地分譲を計画しています。駅や公共施設も近いので良い場所ではないかという事で申請に至っています。

2番:同時に競売にかかる宅地部分を社員寮として出来ればそのまま使用したいと考えています。まだ中を見ることは出来ないのですが、もし使えなければ取り壊しも視野に入れています。社員寮へ入る為の駐車場の進入路として今回の申請地を考えています。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○牛久保委員

適格性はどの部分で判断すれば良いのでしょうか。

○事務局

判断基準は通常の第5条申請時と同様です。事業者として適格であるか、事業に計画性(妥当性)があるか、事業に必要な資金力は有しているかです。

○会長

他に質問等がありますか。

よろしいでしょうか。それでは議案番号1について賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて議案番号2について賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第4号は以上でございます。

議案第5号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 4 件）

所有権移転（ 2 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。

（5）協議事項

①委員からの協議事項

○会長

委員からの意見・提案等がありますか。

○北沢委員

定例会後の懇親会について、町内視察（先日のようにまたやってほしい）について

②事務局からの協議事項

長野市若穂地区視察研修の詳細について[資料 No. 1]

（6）営農支援センターから

（7）閉会 一佐々木係長 閉会一

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

8 番

古谷 はるみ



9 番

斉藤 和 勇



利用権設定（ 4 件）

所有権移転（ 2 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

○会長

委員からの意見・提案等がありますか。

○北沢委員

定例会後の懇親会について、町内視察（先日のようにまたやってほしい）について

②事務局からの協議事項

長野市若穂地区視察研修の詳細について[資料 No. 1]

(6) 営農支援センターから

(7) 閉会 一佐々木係長 閉会一

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

古谷 はるみ

古谷 係長 8 番



齊藤 和 勇

古谷 係長 9 番

